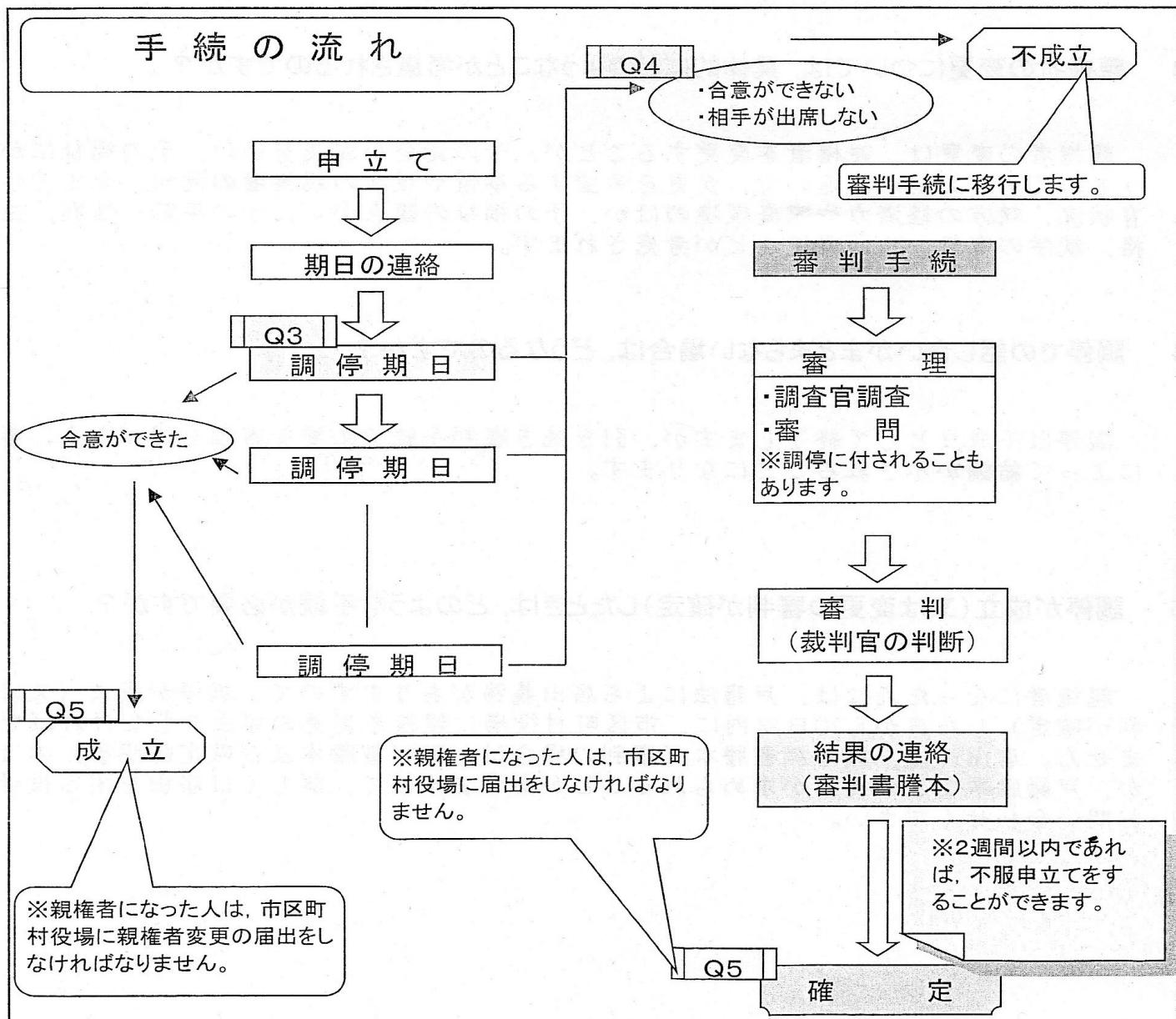


しんけんしやへんこう
「親権者変更」調停とは.....

親権者の変更について、裁判官と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、双方から事情や意見を聴いて、お互いが納得して問題を解決できるように、実情に即した助言やあっせんをする手続のことです（民法819条6項。合意ができているとき→Q1、相手が行方不明のとき→Q2）。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意して、裁判所に提出してください。

申立てをする人	子の親族
申立てをする裁判所	相手になる人の住所地又は合意で定める家庭裁判所 [→ 家庭裁判所 支部・出張所]
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 子1人につき収入印紙1,200円 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 644円分 [92×1枚 82円×6枚 10円×6枚] 審判の場合 さらに(1072円×1組 10円×1枚)×告知者数 82円×4枚
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書1通 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本各1通※同じ戸籍のときは1通で結構です。 <input type="checkbox"/> 申立てをする人のもの <input type="checkbox"/> 父のもの <input type="checkbox"/> 母のもの <input type="checkbox"/> 子のもの ※そのほかに書類の提出をお願いすることもあります。



親権者変更Q&A

Q1 お互いに合意ができているのですが、家庭裁判所の手続が必要ですか？

父母の合意ができている場合でも、親権者を変更するためには、必ず家庭裁判所の手続が必要になります。

ただし、認知した父に親権者を変更したり、離婚後に生まれた子の親権者を父に変更する（このような場合、「親権者の指定」といいます。）には、父母の合意に基づき届出をすることができますので、家庭裁判所の手続は不要です。

Q2 相手が行方不明のときは、どうしたらよいのですか？

どうしても相手の所在が分からぬときは、調停を進めることができませんので、審判を申し立てることが考えられます。なお、審判の場合、書類を提出する裁判所は「子の住所地の家庭裁判所」になります。

Q3 親権者の変更については、具体的にどのようなことが考慮されるのですか？

親権者の変更は、親権者を変更することが、子の健全な成長を助け、子の福祉にかなうものである必要があるので、変更を希望する事情や現在の親権者の意向、今までの養育状況、双方の経済力や家庭環境のほか、子の福祉の観点から、子の年齢、性別、性格、就学の有無、生活環境などが考慮されます。

Q4 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか？

調停は不成立として終了しますが、引き続き審判手続で必要な審理を行った上、審判によって結論が示されることになります。

Q5 調停が成立（又は変更の審判が確定）したときは、どのような手続が必要ですか？

親権者になった人には、戸籍法による届出義務がありますので、調停が成立（又は審判が確定）した日から10日以内に、市区町村役場に親権者変更の届出をしなければなりません。届出には、調停調書謄本（審判の場合は、審判書謄本及び確定証明書）のほか、戸籍謄本などの提出が求められることがありますので、詳しくは届出をする役場にお問い合わせください。